

保育料について

教育・保育給付認定を受けた方の保育料はお子さんの保護者等の市民税額によって市が定めます。

このほか、施設によって教材代、行事代などの実費徴収費や特定負担額（上乘せ徴収費）が必要となる場合があります。

いつの分？	何に基づいて決まる？	誰の？
令和6年4月分から 令和6年8月分まで	令和5年度（令和4年分） 市民税額	お子さんの保護者等 （同居の祖父母がいる場合、父母の所得状況などにより祖父母の分で適用することがあります）
令和6年9月分から 令和7年3月分まで	令和6年度（令和5年分） 市民税額	

新制度では、毎年9月が保育料の切り替え時期となります◎

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市民税額に基づく保育料					当年度の市民税額に基づく保育料						

※ 保護者等の市民税の状況により、年度の途中で保育料が変更になる場合があります。

（市民税額の見方：参考）

パターン① 令和5年度 市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）
【給与所得者の方に、6月頃お勤め先から配布されています。（非課税の方を除く）】

柳川市見本

令和5年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）				市町村		道府県		受給者	
所得	給与収入	主たる給与以外の合算所得区分	総所得金額①	総所得③	税額控除前所得割額④	税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦	受給者
所得控除	雑損医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	障・寡・勤 配偶者特別 扶 養 基 礎	所得控除合計②	山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当 先物取引	税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦	特別徴収税額⑧	あなたの特別徴収税額を す。また、この通知書の記載 ことができます。この特別徴 に前を振替として（住民が性 な。自分の取用しの手 があった日から3か月を経過 とき、③との差決定を要な。
(摘要)	税額控除の記載			扶養親族該当区分 本人該当区分	既納付額⑩	既納付額⑩	差引前額⑪⑫⑬	変更前税額⑭	
					増減額⑮⑯	変更月	納付額	6月分 7月分 8月分	問合せ先

市民税の税額控除前所得割額④から調整控除額を控除した額で保育料を算定します。
下記の税額控除がない方は ④－⑤＝ 所得割額⑥ がその額となります。

（保育料の算定に適用しない税額控除）配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除など

パターン② 令和5年度 市民税・県民税納税通知書及び課税明細書

【自営業の方等に、6月中旬ごろ市町村長から送付されています。（非課税の方を除く）】

市民税の「算出所得割額」から「調整控除額」及び「税額調整額」を控除した額で保育料を算定します。ただし、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除などは、パターン①と同じく保育料の算定に適用しない税額控除です。

パターン③ 令和5年度（令和4年分） 市民税・県民税所得（非）課税証明書

【非課税の方や①、②の書類がない場合（令和5年1月1日に住所があった市役所等で発行）】

課税証明書とは、各年の1月1日～12月31日までの、1年間の所得に対する住民税額を証明するものです。

課税証明書で証明される項目は、一般的に以下のものがあります。

1. 納税者の1月1日時点の住所と氏名
2. 所得の種類・・・給与所得、年金所得、一時所得などの区別
3. 所得金額・・・所得の種類ごとの金額とその合計額
4. 課税標準額・・・住民税が課税される所得金額
5. 住民税の内訳と税額
・・・住民税（都道府県民税と市区町村民税）の、それぞれの金額と合計額
6. 所得控除額・・・住民税の課税から控除される金額
7. 扶養者の人数

転入された方は、マイナンバーにより所得税額を確認いたしますので、所得課税証明書の提出は、原則不要です。

ただし、収入の確認が必要となる場合は、収入の確認ができる書類の提出をお願いすることがあります。

～多子世帯の保育料の軽減について～

保育所や認定こども園（保育所部分）などをきょうだいで同時に利用する場合、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。

ただし、認定区分や市民税額によってはカウントされるお子さんの範囲が変わります。

